

桑名市移住促進 WEB 広告業務委託公募型プロポーザル募集要項

1 事業の目的

桑名市の地理的優位性をもって移住支援や子育て支援、まちの魅力を発信して認知度向上を通じて、市への移住を促進させるため、民間事業者等の最新の知識と技術、更には豊富な経験を活かしWEB広告業務を実施することを目的とします。

2 事業概要

(1) 事業名

桑名市移住促進WEB広告業務委託

(2) 業務内容

別紙「桑名市移住促進 WEB 広告業務委託仕様書」のとおりとする。

(3) 履行機関

本業務に係る委託契約期間：契約締結日から令和6年2月29日（木）まで

(4) 予算限度額

桑名市移住促進WEB広告業務 2,450千円(消費税額及び地方消費税額を含む)

*令和5年度に運用費等が必要な場合は、それぞれ上記金額に含むものとする。

*この見積限度額は、契約時の予定価格を示すものではなく、業務の規模を示すものである。

3 委託予定者の選定

本事業の委託予定者の選定は、事業の実績、目的及び内容に最も適した者を選定するために、公募型プロポーザル方式によって行う。

受注を希望される業者は、参加表明書（様式第1号）及び実績調書（様式第2号）を提出のうえ、公募型プロポーザルに参加し、業務についての提案を行う。

提案内容等について審査の上、事前に審査委員会で定めた合格基準点を満たし、最も優れていると認められた者を委託予定者とする。なお、応募業者が1者であっても、合格基準点を満たしていれば委託予定者とする。

4 事務手続及び事業スケジュール

事業選定スケジュールは以下のとおりである。（土・日・祝日を除く）

時間や提出物等の詳しい説明は、別項目にて記載。

項目	日程
実施公告日	令和5年6月14日（水）
参加表明書の提出期間	令和5年6月14日（水）～6月20日（火）
企画提案書の提出に係る質問書受付期間	令和5年6月14日（水）～6月16日（金）
企画提案書の提出に係る質問書に対する回答	令和5年6月19日（月）

企画提案書の提出期間	令和5年6月19日（月）～6月23日（金）
プレゼンテーション及び質疑応答	令和5年6月27日（火）
結果通知	令和5年6月29日（木）（予定）

5 プロポーザルへの参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次の各号に定める要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 現に有効な桑名市入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (3) 参加表明書提出期限の日以降において、桑名市から指名停止処分を受けていないこと。
- (4) 参加表明書提出期限の日以降において、暴力団等排除措置要綱に基づく入札からの排除措置を受けていないこと。
- (5) 参加表明書提出期限の日以降において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納していない者。
- (7) 本公募は、単体企業に加え、共同事業体の参加も認めるものとする。また、共同事業体の構成員数は、2者を上限とする。

共同事業体を構成して参加する場合にあっては、次のすべての要件を満たしていること。

- (ア) 構成員において決定された代表者が、共同事業体の協定書において明らかであること。代表者については、業務の遂行に責任を持つことのできる事業者とする。

なお、協定書には、各構成員の代表者印を押印し、構成員の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること。

- (イ) 共同事業体を構成する代表者及び構成員が、本公募の他の応募者（他の参加者が共同事業体である場合は、その代表者及び構成員）でないこと。

6 公募型プロポーザルへの参加表明

公募型プロポーザルへの参加を希望する方は、次に定める書類に必要事項を記載の上、持参又は郵送により提出すること。

なお、参加表明された場合であっても、契約の相手方として決定されるまでは、いつでも参加を辞退することができる。

- (1) 参加表明書提出期間

公告日から令和5年6月20日（火）まで（土・日・祝日を除く）の午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、正午から午後1時までは除く）

- (2) 提出場所

桑名市役所 SDGs 推進課

(3) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送する場合は、「簡易書留」で、令和5年6月20日（火）必着で次の宛先に郵送すること。郵送方法が異なる場合は、受け付けることができない。

【宛先】 郵便番号 511-8601

三重県桑名市中央町二丁目37番地 桑名市役所 SDGs 推進課 宛て

(4) 提出書類

- ・参加表明書（様式第1号）
共同事業体を結成して参加する場合は、その代表者について記載すること。
- ・実績調書（様式第2号）
- ・会社概要（様式第5号）
- ・共同事業体協定書（様式は任意）
共同事業体を結成して参加するもののみが提出。

(5) 提出部数

1部

7 説明会

説明会は開催しない。

8 企画提案書の提出

(1) 提出書類

(ア) 企画提案書

別紙「桑名市移住促進 WEB 広告業務委託仕様書」に記載した内容を踏まえ、次に掲げる書類で構成し、①から⑤の順に並べ、下記の留意事項に従い、企画提案書を提出すること。

- ① 企画提案書（表紙）（様式第6号）
- ② 企画提案（概要版）（任意様式 A4 1枚）
- ③ 企画提案（任意様式 A4両面印刷 10ページ以内）
 - ・ 桑名市移住促進 WEB 広告業務に関する基本的な考え方
 - ・ 実施方針・実施体制・実施方法について
 - ・ 事業計画・事業スケジュールについて
 - ・ 企画提案について
 - ・ 料金体系
- ④ 参考見積書（様式第7・8号）

(2) 提出部数

企画提案書（紙媒体） 7部（正本1部、写し6部）

(3) 提出期間

令和5年6月19日（月）から令和5年6月23日（金）まで（土・日・祝日を除く）の午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、正午から午後1時までを除く）

(4) 提出場所

桑名市役所 SDGs 推進課

(5) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送する場合は、「簡易書留」で、令和5年6月23日（金）必着で次の宛先に郵送すること。郵送方法が異なる場合は、受け付けることができない。

【宛先】 郵便番号 511-8601

三重県桑名市中央町二丁目 37 番地 桑名市役所 SDGs 推進課 宛て

(6) 全体的な留意事項

(ア) 選考においては、提案者から提出された提案書に基づき評価を行い、記載内容に応じて採点する。このため、提案内容を評価しやすいように実施要領記載の事業内容、業務に対する考え方など、具体的に分かりやすく記述すること。

(イ) 本市の要求する事業内容をどのように実現するのかを分かりやすく記したスケジュール、事業内容を實現するにあたっての具体的な方法や提出資料等の記載が漏れていた場合、評価が大幅に低くなることがあるため、余すことなく記載すること。

(ウ) 提案内容は、確実に提案者が實現できる範囲で記載すること。提案書に記載した内容は、提案価格の中で實現を約束したものとみなす。また、提案書等の内容において、2通り以上に解釈できるような記載はしないこと。

(エ) 企画提案書に虚偽の事項を記載した場合には、提案を無効とする。

(オ) 提出された企画提案書等は、返却しない。

(カ) 提出された企画提案書等は、提案者に無断で使用しない。ただし、委託予定者の選定を行う作業に必要な範囲において複製を作成する。

(キ) 提出された企画提案書は、提出後において資料の追加、内容の変更は認めない。

(7) 企画提案書の作成及び提出上の留意事項

(ア) 提案書の様式は、原則としてA4版横で横書き両面印刷、天綴じとし、使用する文字の大きさは10.5ポイント以上とすること。図面などの補足資料は、必要に応じてA4版横、A3版横で使用すること。A3版の用紙を使用する場合は、片面印刷とし、片袖折りにすること。

(イ) 言語は日本語とすること（ただし専門用語は除く）。

(ウ) 表紙は規定様式を使用し、ページ下部に通しのページ番号を振ること。

(エ) 提出部数は7部（正本1部・副本6部）とし、副本は表紙に社名の記載及び押印をしないこと。

(オ) ページ数は10ページ以内に収めること。

(カ) 提案書には、正本を除き、会社名及び会社名を類推できる表現を入れず「A社」といった表現で記載すること。

(キ) 記載内容については明瞭かつ具体的な記載とし、専門知識を有しない者に対する配慮をすること。また、専門用語、略語等に関しては、脚注により定義または説明を付記するなど、分かりやすい記載とすること。

(8) 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

(ア) 提案書提出期限に遅れた者

(イ) 提出書類の虚偽の記載をした者、又は本要項に違反する表現をした者

(ウ) 予定価格を超える見積り金額を提案した者

(エ) 提案書の受付から契約締結に至るまでの間に、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当した者

9 企画提案書の提出に係る質問等

企画提案書の提出に関して質問がある場合は、質問書を電子メールで送信すること。原則として、持参、郵送、電話等による質問は受け付けることはできない。

(1) 質問の受付

(ア) 受付期限

公告日から令和5年6月16日（金）まで

(イ) 質問書の作成等

質問書（様式第3号）にて次のとおり作成すること。

① Microsoft Wordで編集できる保存形式とすること。

② 送信するメールのタイトルを「桑名市移住促進 WEB 広告業務質問書（企業名）」とし、質問書のファイルを添付して送信すること。

(ウ) 送信先

送信先：桑名市役所 SDGs 推進課

E-mail：sdgsm@city.kuwana.lg.jp

(2) 質問に対する回答

全事業者からの質問及び回答内容を令和5年6月19日（月）午後5時までに桑名市ホームページで公開する。

10 提案の審査及び委託予定者の決定

企画提案書の評価は、桑名市移住促進WEB広告業務委託公募型プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）において、提案内容等の評価項目について、評価基準に基づき審査を行う。委員会は、企画提案書の内容とプレゼンテーション、価格等について総合的に判断し、委託予定者を決定する。

(1) 実施日

令和5年6月27日（火）

(ア) プレゼンテーション及び質疑応答時間

1者につき、25分程度（概ねプレゼンテーション15分、質疑応答10分以内とする。）を予定している。なお、本業務の総括責任者は必ず出席するものとし、計3名以内とする。

(イ) プレゼンテーション使用物等

企画提案書によるものとする。

(2) 選定に係る留意事項

(ア) 審査は非公開とする。

(イ) 審査結果に対する異議申し立ては、一切受け付けない。

(3) 選定結果

審査委員会終了後、プレゼンテーションを行ったすべての業者に選定結果を令和5年6月29日（木）に文書で通知する。また、同日午後5時までに市ホームページにおいて公表する。

11 契約等

(1) 契約方法については、委託予定者と決定された者と次のとおり予定している。

公募型プロポーザル方式により委託予定者と決定された者との随意契約を行う。

※原則として委託予定者の企画提案書の記載内容を契約時の仕様とするが、本業務の目的達成のため必要な範囲において、委託予定者との協議により項目を加除、変更する場合があります。また、これにより見積額を超えない範囲で、契約内容及び契約金額等の調整を行うことがある。

(2) 支払条件

業務完了後、請求日から30日以内

12 その他

(1) 参加表明書等が提出されることをもって、提出者に本件公募型プロポーザルに参加する意志があるものとみなす。

(2) 参加表明書等提出後、辞退する場合は、速やかに辞退届（様式第4号）を提出すること。

(3) 参加表明書等提出された書類は、返却しない。

(4) 本手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(5) この公募型プロポーザルへの参加に係る費用は、すべて参加者の負担とする。

(6) 提出された参加表明書等の書類は、無断で本プロポーザル以外の用途には使用しない。

(7) 天災その他止むを得ない事由によりプレゼンテーション等を行うことができないときは、延期又は中止することがある。